

## 石桜同窓会ホームページ広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は石桜同窓会（以下「同窓会」）がインターネット上に公開しているホームページ内への広告に関し、同窓会ホームページ委員会（以下「委員会」）が必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、同窓会としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- ・法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- ・宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・公序良俗に反するおそれのあるもの

前各号に掲げるもののほか、委員会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 ホームページに掲載する広告は、同窓生が在籍する企業・団体に限る。

### (広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次に各号のとおりとする。

バナー広告（広告主ホームページへリンクします）

幅：160ピクセル 高さ：55ピクセル

容量 15KB以内

データ形式 GIF、JPEG、テキスト

広告掲載位置は、同窓会ホームページ内とします。

バナー作成できない場合は、作成代行（有償、¥5,250円/1回）致しますので、お問い合わせ下さいませ。

サンプル



リンク先の  
広告主HPへ

バナー広告（広告主企業のホームページが無い場合）

幅：160ピクセル 高さ：55ピクセル

容量 15KB以内

データ形式 GIF、JPEG、テキスト

広告掲載位置は、同窓会ホームページ内とします。

広告主のホームページが無い場合は、バナー広告作成と同窓会ホームページ内に広告主紹介ページ（A4版相当1ページ分、有償、¥5,250円/1回）を作成致しますので、お問い合わせ下さいませ。

サンプル



同窓会HP内  
に作成した  
紹介ページへ

### (広告掲載料)

第4条 同窓会ホームページへの広告掲載料は、バナー広告1枠あたり年間10,000円とする。

( 広告掲載期間 )

第 5 条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から 1 年後の月末までとする。

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了 1 ヶ月前までに広告掲載企業からの何らの申し出がない場合は、自動更新とする。

( 掲載広告内容の変更は随時受け付け )

第 6 条 広告掲載を希望する者 ( 以下「申込者」 ) は、本要網を確認の上で、同窓会ホームページ上にある「広告掲載申込」または同窓会事務局より申し込みするものとする。

( 広告記載の決定 )

第 7 条 委員会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

( 広告掲載料の振込み )

第 8 条 広告掲載の決定を受けたもの ( 以下「広告主」という ) は、すみやかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

( 広告内容の責任 )

第 9 条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

( 広告主の届出義務 )

第 10 条 広告主は次の各号に該当する場合は、すみやかに委員会に届け出なくてはならない。

- ・ 広告掲載を取り下げるとき
- ・ 広告を差し替えるとき
- ・ リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

( 広告掲載の取消し )

第 11 条 委員会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- ・ 広告掲載料を納付しなかったとき
- ・ 広告内容が第 2 条各号に該当することが判明したとき
- ・ 広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げの旨の届出があった場合

前各号に掲げるもののほか、委員会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、委員会は、広告主に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第8条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由により同窓会が損害を被った場合は、同窓会は広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第13条 広告主の責に返さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、振込み済みの広告掲載料を返金する。但し、返金する広告掲載料は、掲載を取り消した日を以って按分し、返却するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

(変更・修正)

第15条 委員会は適時この要綱を変更修正できるものとし、変更修正後の要綱については、同窓会ホームページにて公表する。

(広告作成)

第16条 委員会は、申込者が適時この要綱を変更修正できるものとし、変更修正後の要綱については、同窓会ホームページにて公表する。

平成19年12月30日 制定

平成20年10月24日 改正